

平成29年度 花博記念協会助成金 応募要項

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、1990年（平成2年）に大阪・鶴見緑地で開催された国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承発展・普及啓発につながる研究開発や諸活動等を支援し、潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的として、以下により平成29年度に実施する助成事業の公募を行います。

1. 助成の対象

1) 対象分野

国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承発展または普及啓発に資する事業であって、生命の象徴としての「花と緑」に関連する広汎な分野において、科学技術または文化の発展または交流に寄与するものを対象としています。

2) 事業区分

(1) 調査研究開発

ア) 調査研究

- ・ 植物や鳥、昆虫などの生き物の分布、生態、分類などに関する調査研究
- ・ 生活文化の中に取り入れられた植物と人間に関する調査研究
- ・ 国内外の日本庭園や花卉園芸品種などに関する調査研究
- ・ 上記のような調査研究等の成果に関する講演会、シンポジウムなど

イ) 技術開発

- ・ 先進的、効果的な都市緑化に関する技術開発
- ・ 緑化樹木や花卉の品質向上、生産・流通に関する技術開発など

(2) 活動・行催事

ア) 活動

- ・ 植物や鳥、昆虫などの生き物の保全、育成に関する活動
- ・ 市民による花と緑の地域づくりに関して、全国的にも好例となるような活動

イ) 行催事

- ・ 花と緑の効果的な普及啓発につながるイベント
- ・ 地域に特有な自然環境の保全、育成に関するセミナー、シンポジウムなど

3) 応募対象者

(1) **公益法人**（財団法人、社団法人など）

(2) **特定非営利活動法人**（NPO）

(3) **人格なき社団のうち非収益団体に代表者の定めがあるもの**

（研究グループ、実行委員会、活動クラブ、友の会、ボランティア団体など）

※日本国内に活動の場を有する団体であること。

※応募しようとする事業の実施者であること。

※営利を目的とせず、公益性を有する事業を実施する団体であること。

※応募する事業にかかわる何らかの活動実績を有している団体であること。

※特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと。

※暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

4) 事業の実施場所

原則として日本国内とします。

5) 助成対象の事業実施期間

平成29年4月1日から平成30年2月28日までの任意の期間

6) 助成金

(1) 助成する金額

助成金額は、事業の実施に要するすべての費用のうち助成の対象となる経費の2分の1以内とし、事業区分に応じて次のとおりとします。

- ・調査研究開発：一件当たり100万円以内
- ・活動・行催事：一件当たり50万円以内

※25万円以下の少額助成（調査研究開発、活動・行催事とも）は二次審査を免除。

(2) 助成の対象となる経費

- ・謝金（外部講師、専門家などへの謝礼）
- ・旅費（事業実施者、外部講師などの関係者の旅費・宿泊費）
- ・備品費（事業の実施に直接必要な機材などの購入費）
- ・消耗品費（事業の実施に直接必要な事務用品、消耗品、写真代など）
- ・賃金（申請団体の会員以外で、事業の実施にあたって作業する者などへの支払い）
- ・使用料（会場などの借上料、機材のレンタル料など）
- ・印刷製本費（報告書、ポスターなどの作成費）
- ・通信運搬費（宅配料金、切手代など）

(3) 助成の対象とならない経費

- ・事務局管理費（申請団体の会員の人件費、事務所借上料など）
- ・その他（飲食費、備品の修理費、建物・施設の修繕費、振込手数料など）

2. 応募の手続き

1) 提出書類

「花博記念協会助成金交付申請書（様式1）」に必要事項を記入し、添付書類（様式1の10に記載）とともに当協会宛てに送付してください。

「花博記念協会助成金交付申請書」は、協会まで請求するか、協会ホームページよりダウンロードしてください。

URL：<http://www.expo-cosmos.or.jp/main/zyosei/index.html>

申請書及び添付書類の提出部数は各1部とし、A4サイズで揃えてください。

2) 提出方法

簡易書留郵便など、安全かつ確実な方法で当協会あてに提出してください。書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意ください。

なお、提出書類などは返却いたしません。

また、提出書類の内容について、問合せをする場合がありますので、必ず控えを作成してください。

3) 受付期間

平成28年8月1日（月）～平成28年9月16日（金）（当日消印有効）

3. 審査及び助成先の決定について

1) 審査

有識者で構成する助成事業審査委員会を設置し、以下の審査を行います。

(1) 10月～12月 提出書類にもとづく一次審査を行い、二次審査対象団体を選出します。

(2) 翌年1月 プレゼンテーションにもとづく二次審査を行い、助成対象団体を決定します。

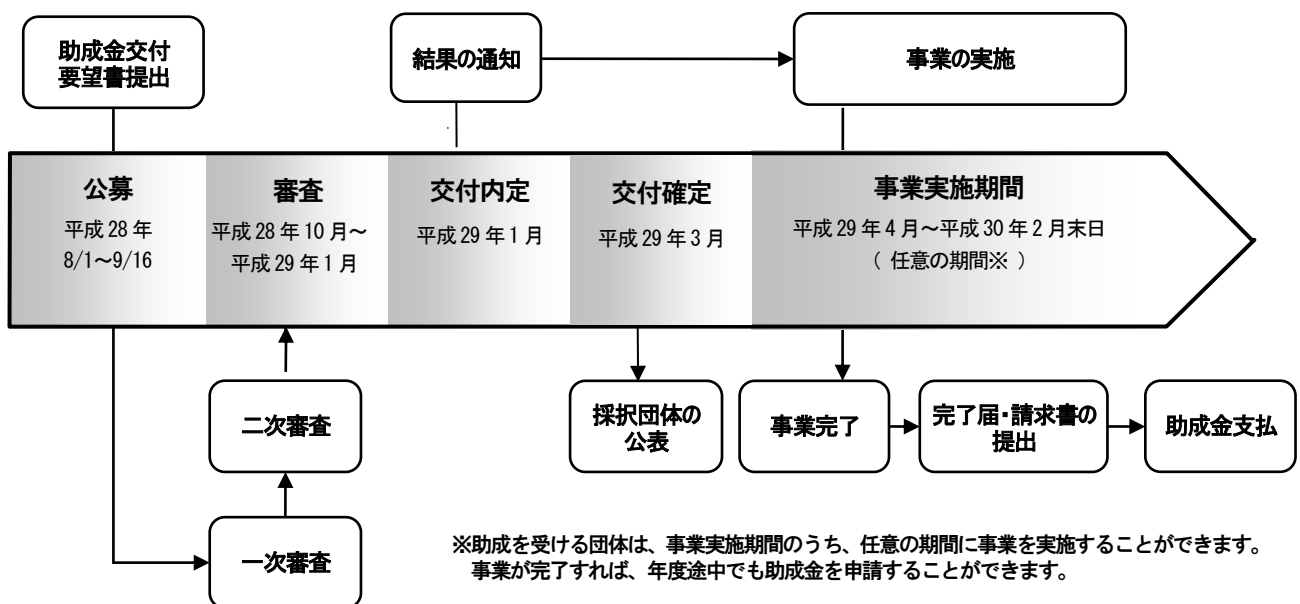
必要に応じ提出書類の内容について問い合わせをすることがあります。

※25万円以下の少額助成（調査研究開発、活動・行催事とも）は二次審査を免除します。

2) 採否の通知

一次審査結果については12月上旬（予定）、二次審査結果については翌年1月下旬（予定）に通知いたします。

審査経過の内容および採否決定の理由についてのお問い合わせには応じかねます。



4. その他

- (1) 助成金の交付は、事業完了後の「精算払い」となります。原則、対象事業は2月末とし、報告書、決算書の提出は2週間以内を厳守とします。ただし、イベント等を3月に実施される場合は事務局にご相談ください。また、助成金交付決定額の2分の1以内で、真に必要なと認められる金額について、「助成金前金払」として助成金の一部をお支払いすることができます。
- (2) 事業の実施にあたっては、掲出物、印刷物、資料、看板などに「公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会助成事業」であることを表示してください。
- (3) 助成金を交付することとなった事業については、助成対象団体の名称および所在地、事業名、事業の概要などを当協会のホームページに掲載いたします。
また、事業完了後、成果の概要などを当協会のホームページに掲載します。
- (4) 同じ事業または団体が、継続して助成を受ける場合は3カ年度を上限とします。
- (5) 国や地方公共団体の指定管理業務の応募は受け付けません。
- (6) 1団体につき1件の応募とします。